

令和8年 第2回美里町農業委員会総会会議録

1. 開催期日 令和8年2月25日
2. 開催場所 美里町役場201会議室
3. 開催時刻及び宣告者 午後 1時30分 会長
4. 閉会時刻及び宣言者 午後 3時30分 会長代理
5. 議長 会長 松本 清貴
6. 委員出席状況

議席番号	農業委員氏名	出欠席	議席番号	農地利用最適推進委員 氏名	出欠席
1	清水 芳明	出席	東児玉 1	荒木 義雄	出席
2	根岸 利成	〃	〃 2	斉藤 茂	〃
3	茂木 清一	〃	〃 3	杉田 敏夫	〃
4	阿武 富士子	〃	〃 4	根本 三好	〃
5	中嶋 敬子	〃	松久 1	池田 進	〃
6	金井 美知子	〃	〃 2	岡田 克実	〃
7	長谷川 精一	〃	〃 3	佐藤 栄一	〃
8	中澤 啓二	〃	〃 4	中島 市郎	〃
9	松本 清貴	〃	大沢 1	櫻沢 幸代	〃
10	長滝 岳	欠席	〃 2	富沢 光男	〃
11	深田 和也	出席	〃 3	持田 克己	〃

農業委員会委員 出席：10名 欠席：1名 計：11名  
 農地利用最適化推進委員 出席：11名 欠席：0名 計：11名

7. 会議参加者 なし
8. 事務局職員出席者 堀内 匠 上山 洋 藤巻 蓮
9. 会議進行状況

会 長	<p>皆さんこんにちは。時間になりましたので、はじめさせていただきます。ただいまの出席数は農業委員10人、農地利用最適化推進委員11人です。農業委員の過半数に達しましたので、これより農業委員会総会第2回会議を開きます。</p> <p>会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名人に3番委員並びに4番委員を指名いたします。</p> <p>会議規則第4条の規定により、議長を務めさせていただきます。これより、議事に入ります。</p>
議 長	<p>第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請案件について議題といたします。務局より説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>3 ページ番号 1 をご覧ください。受人 ○○市○○△△△番地 株式会社□□□□ 代表取締役 □□ □□ 渡人 大字○○△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字○○字○○△△△番 地目 畑 面積 388㎡ 計 1 筆 388㎡ 権利内容 所有権 理由 規模拡大 自作地 14,913㎡、借受地 9,979㎡、貸付地 0㎡ 取得状況 平成 24 年 9 月 25 日 売買 不耕作無従農数 3 経態 専業 所有機械 トラクター 4 台、トラック 4 台 位置 農用地区域 自宅から 5 キロメートル。</p> <p>4 ページをご覧ください。こちらは○○地区の申請地の場所になります。左上が付近の状況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。</p> <p>申請地の現在の状況は、保全管理状態です。受人の耕作地をすべて確認しましたが、違反、耕作放棄地はありませんでした。深谷市でも耕作していますので、深谷市農業委員会に耕作状況を確認したところ問題なしとのことでした。</p> <p>受人は○○市に本社を置く農地所有適格法人であり肉牛の飼育を行っています。申請地取得後は、牧草を栽培したいとのこと。申請理由ですが、質の良い肉牛の飼育のため飼料作物である牧草も栽培し、事業を拡大したいとのこと。以上、番号 1 の案件になります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>農地法第 3 条の規定による番号 1 を審議いたします。2 番委員より補足説明がありましたらお願いいたします。</p>
<p>2 番委員</p>	<p>申請地は以前は雑木が生えていたが現在はきれいになっている。受人に使っていただくのが良いと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、推進委員東児玉 4 番より意見がありましたらお願いいたします。</p>
<p>推進委員 東児玉 4 番</p>	<p>受人に話を聞いたところ、肥育している牛の餌である牧草を栽培し、隣接する雑種地も一緒に購入するとのこと。です。</p>
<p>議長</p>	<p>他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。</p> <p>次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。</p> <p>質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第 3 条の番号 1 につ</p>

いて許可と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。

(農業委員全員挙手)

議 長

賛成全員につき、許可と決定します。

続きまして、3条の番号2、番号3について、事務局より説明をお願いします。

事務局

5ページをご覧ください。番号2、番号3は受人が同一のため一括して説明いたします。

始めに番号2をご覧ください。受人 大字〇〇△△△番地 □□ □□ 渡人 大字〇〇△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字〇〇字〇〇△△△番 地目 田 面積4,802㎡ 大字〇〇字〇〇△△△番 地目 田 面積1,261㎡ 同じく△△△番 地目 田 面積3.13㎡ 計3筆 6,066.13㎡ 権利内容 所有権 理由 規模拡大 自作地20,222㎡、借受地0㎡、貸付地0㎡ 取得状況 平成20年10月2日 相続 不耕作無 家族数2 従農数4 経態 専業 所有機械 トラクター4台、田植機1台、コンバイン2台、乾燥機3台、トラック2台、耕耘機2台、フォークリフト1台 位置 農用地区域 自宅から1.5キロメートル。

6ページと7ページをご覧ください。こちらは番号2の申請地の場所になります。左上が付近の状況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。

5ページにお戻りください。続きまして番号3をご覧ください。

受人は番号2と同じでございます。渡人 大字〇〇△△△番地 相続人代表□□ □□ 土地の所在 大字〇〇字〇〇△△△番 地目 田 面積2,210㎡ 同じく△△△番 地目 田 面積1,017㎡ 大字〇〇△△△番 地目 田 面積588㎡ 計3筆 3,785㎡ 取得状況 平成19年12月5日 相続 権利内容から所有機械までは番号2と同じでございます。 位置 農用地区域 自宅から0.8キロメートル。

8ページと9ページをご覧ください。こちらは番号3の申請地の場所になります。左上が付近の状況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。申請地の現在の状況は、保全管理状態です。受人は現在65歳、米を主に栽培しています。申請地取得後は米の生産を拡大していきたいとのこと。申請理由ですが、申請農地は利用権設定で令和8年6月30日に期限が切れる農地で別の方が耕作していた農地でしたが渡人の意向で貸借更新ではなく売却による権利譲渡を検討していた農地でした。譲受人はかねてより親交のあり申請地以外にも十条地区で農地を多く所有しており管理体制も整っているため今後の農地の適

	<p>正な維持管理も含め渡人と受人で合意がとれ3条申請の運びとなりました。利用権設定時の農家とも合意がとれての3条申請となっております。</p> <p>以上、番号2の案件になります。</p> <p>続きまして番号3ですが、申請途中で所有者がお亡くなりになったため、本申請は相続人代表の□□□□様となっております。本来であれば相続が終わり登記が終了してからの申請ですが、法定相続人が渡人のみのため以上の内容を県の農業会議に協議したところ法定相続人が一人のみであれば農業委員会に審議をかけることは問題ないとの回答を受けております。ただすでに相続登記を司法書士に依頼しており3月中には登記が完了するとの回答を受けております。</p> <p>内容についてですが、相続した農地だが農地を管理ができないため親族である受け人に所有権移転を行いたいということで今回3条申請の運びとなりました。ご審議のほど、よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>農地法第3条の規定による番号2、番号3を審議いたします。当地区担当の10番委員は本日欠席ですが、本議案については問題ないと事前に意見を伺っています。</p> <p>次に、推進委員東兎玉4番より意見がありましたらお願いたします。</p>
推進委員 東兎玉2番	<p>番号2については受人と渡人は同級生です。現地はすでに渡人により管理されている。問題ないと思います。</p> <p>番号3については申請時の渡人は申請後に亡くなってしまった。現地はすでに渡人により管理されているので問題ないと思います。</p>
議 長	<p>他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。</p> <p>次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします</p>
2番委員	<p>相続人は一人のみですか。</p>
事務局	<p>法定相続人は一人のみです。</p>
議 長	<p>他に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。</p> <p>質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第3条の番号2、番号</p>

	<p>3について許可と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p>
議 長	<p>賛成全員につき、許可と決定します。</p> <p>続きまして、3条の番号4について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>10ページ番号4をご覧ください。受人 大字〇〇△△△番地 社会福祉法人□□□ 理事長 □□ □□ 渡人 大字〇〇△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字〇〇字〇〇△△△番 地目 畑 面積1,165㎡ 権利内容 所有権 理由 規模拡大 自作地1,249㎡、借受地3,211㎡、貸付地0㎡ 取得状況 令和6年12月17日 相続 不耕作無 所有機械 トラクター1台、トラック1台、耕耘機1台、防除機1台 位置 農用地区域 施設から0.1キロメートル。</p>
事務局長	
議 長	<p>11ページをご覧ください。こちらは〇〇地区の申請地の場所になります。左上が付近の状況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。</p> <p>申請地の現在の状況は、露地野菜が栽培されています。受人は社会福祉法人であり、障害者福祉サービスやリハビリ等での農業連携、いわゆる農福連携が目的であるため農地の取得が可能となります。</p> <p>申請地取得後は施設利用者の就労機会向上のため活用していきたいとのことです。ご審議のほど、よろしくをお願いします。</p>
事務局	
議 長	<p>農地法第3条の規定による番号4を審議いたします。4番委員より補足説明がありましたらお願いいたします。</p>
4番委員	<p>以前から受人が借りて利用していた農地とのことです。申請地を相続した方が売りたいということでした。</p>
議 長	<p>次に、推進委員大沢1番より意見がありましたらお願いいたします。</p>
推進委員 大沢1番	<p>施設に近い農地なので有効に活用いただければと思います。</p>

<p>議 長</p>	<p>他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。</p> <p>次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします 質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第3条の番号4について許可と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成全員につき、許可と決定します。</p> <p>農地法第3条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>農地法第3条の番号1から番号4の案件につきましては許可と議決されました。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、第2号議案の農地法第4条の規定による許可申請案件について議題といたします。番号1について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>13ページをご覧ください。</p> <p>番号1 申請者大字〇〇△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字〇〇字 〇〇△△△番 地目 畑 1, 195㎡ △△△番 地目 畑 51㎡ 計2筆 1, 246㎡ 転用目的 長屋住宅 申請内容 2棟 374.43㎡ 取得状況 昭和54年3月28日 国土調査 位置 第2種農地 農用地区域外宅地に接続。</p> <p>14ページをご覧ください。大字〇〇地内の農地になります。次のページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。なお、事業計画地は黄色枠内で雑種地△△△番、△△△番、△△△番を一体利用します。</p> <p>申請理由ですが、申請人は、高齢となり体力的にも自信なく、所有している農地の耕作がままならなくなっております。申請地は梅林ですが近年は収穫もできずにいました。そこで土地の有効利用を考え、地域の住宅事情に因えるため長屋住宅の建築を計画しました。</p> <p>申請地は古くからの集落地で民家も多く、道路整備が進み新規住宅や店舗が多く立ち並ぶようになりました。2km圏内に病院、小学校、大型スーパーがあ</p>

	<p>り、生活環境は整っており十分なスペースの駐車場、駐輪場を備えた家族向けの長屋住宅は需要が見込まれることから、今回の申請に至りました。実際に同じ周辺の東児玉小学校圏内のアパートはほぼ満室の状態であるとのことです。道路接続については、申請地北側及び東側に町道があり、北側道路から水道の取り出しを行い、排水については、東側道路の公共下水道に接続し排水を行います。説明は以上となります。ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>農地法第4条の規定による番号1を審議いたします。推進委員東児玉2番より意見がありましたらお願いいたします。</p>
推進委員 東児玉2番	<p>現地確認したが綺麗に管理されているため問題無いと思います。</p>
議 長	<p>他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。</p> <p>次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします</p> <p>質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第4条の番号1について許可と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p>
議 長	<p>賛成全員につき、許可と決定します。</p> <p>農地法第4条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。</p>
事務局長	<p>農地法第4条の番号1の案件につきましては許可と議決されました。</p>
議 長	<p>続きまして、第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請案件について議題といたします。番号1について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>17ページをご覧ください。</p>

番号1 受人 大字〇〇△△△番地 □□ □□ 渡人 〇〇市〇〇△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字〇〇字〇〇△△△番 地目 畑 212㎡ 転用目的 道路 権利内容 所有権 申請内容 お寺進入路 取得状況 令和7年4月22日 相続 仮登記・抵当権なし 位置 第2種農地 農用地区域外 宅地に接続。

18ページをご覧ください。大字〇〇地内の農地になります。次のページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。

お寺は昭和30年に建設され、公図上の進入路は南北に535番2の町道がありますが、狭いため申請地が進入路として長年使用されてきました。申請地の前所有者が近所に住んでいた方で厚意で使用させてもらっていましたが、お亡くなりになり相続された渡人より売買のお話があったため今回の申請となりました。光勝寺の住職である受人からは農地を長年進入路として使用していたことに対し申し訳なかったとお詫びの文書が提出されています。現地はコンクリート舗装されていますが、昭和45年以前の行為については現在の都市計画法への法改正以前の行為として、現状のまま農地転用を追認できるとの事を本庄農林振興センターに確認しております。

説明は以上となります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 続きます、農地法第5条の規定による番号1を審議いたします。2番委員から補足説明があればお願いいたします。

2番委員 当該地が唯一の進入路となっており、ここを通らなければ寺院の出入りできない状況であり追認できるのであれば問題ないと思います。

次に、推進委員東兎玉4番より意見がありましたらお願いいたします。

推進委員 地域住民等、皆が使用している進入路であり公共性の観点から問題ないと思  
東兎玉4番 います。

議長 次に、その他の推進委員の方で意見がありましたらお願いいたします。

意見がないようですので次に移ります。

次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。

質問がないようですので、採決したいと思います。農地法第5条の番号1について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。

(農業委員全員挙手)

議 長

賛成全員につき、許可と決定します。

続きまして、5条の番号2、番号3について、事務局より説明をお願いします。

事務局

20ページをご覧ください。

5条の番号2及び番号3は関連がありますので一括して説明申し上げます。

番号2 受人 ○○郡○○町大字○○△△△△番地 株式会社□□□ 代表取締役 □□ □□ 渡人 大字○○△△△番地 □□ □□、□□ □□

土地の所在 大字○○字○○△△△番 地目 畑 337㎡ 転用目的 道路  
権利内容 所有権 申請内容 公共用道路 取得状況 平成26年9月19日  
相続 仮登記・抵当権なし 位置 第2種農地 農用地区域外 宅地に接続

番号3 受人、渡人とも番号2と同じでございます。土地の所在 大字○○字○○△△△番 地目 畑 985㎡ 転用目的 一時転用 資機材置場 権利内容 賃貸借権 申請内容 番号2の道路整備工事に伴う資機材置場 取得状況 平成26年9月19日 相続 仮登記・抵当権なし 位置 第2種農地 農用地区域外 宅地に接続

21ページをご覧ください。

番号2の大字○○地内の農地になります。黄色枠が道路整備区域で農地転用する箇所は赤枠の箇所です。次のページをご覧ください。左が公図、右図上段が配置図になります。

申請人は、申請地東側の土地を所有しており、高圧ガス容器耐圧検査・充填工場の建設を計画しています。しかしながら周辺道路は狭く地域交通への負荷軽減や利便性、安全性の向上及び大型車両による安全な配送の実現のため道路整備が必要となります。そこで申請地南の幅員2.0mの既存町道を自己所有地を含め幅員9mに拡幅整備します。当該道路整備工事は道路法第24条による道路工事施工承認を町から受け実施し、整備後は町に寄贈し公共用道路として使用いただくものになります。

続きまして、23ページをご覧ください。

番号3は番号2の道路整備工事に必要な資機材置場となります。工事を実施するにあたり隣接する申請地を一時的に資機材置場として使用するものです。工事完了後は速やかに農地として復元し所有者へ返却します。

説明は以上となります。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議 長	<p>続きまして、農地法第5条の規定による番号2、番号3を審議いたします。 2番委員から補足説明があればお願いいたします。</p>
2番委員	<p>申請地は整地がされており問題無いと思います。</p>
議 長	<p>次に、推進委員東兎玉4番より意見がありましたらお願いいたします。</p>
推進委員 東兎玉4番	<p>申請地周辺も将来的に整地されていくことから問題と思います。</p>
議 長	<p>次に、その他の推進委員の方で意見がありましたらお願いいたします。 意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですので、採決したいと思います。農地法第5条の番号2、番号3について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p>
議 長	<p>賛成全員につき、許可と決定します。 続きまして、5条の番号4について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>25ページをご覧ください。 番号4 受人 ○○郡○○町○○△△△番地 ○○○△△△号 □□ □□、□□ □□ 渡人 ○○市○○△丁目△番△号 □□ □□ 土地の所在 大字○○字○○△△△番 地目 畑 244㎡ 転用目的 一般住宅 権利内容 所有権 申請内容 100.92㎡ 平屋建て 取得状況 令和2年3月19日 相続 仮登記・抵当権なし 位置 第2種農地 農用地区域外 宅地に接続 26ページをご覧ください。大字古郡地内の農地になります。次のページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。 申請人は現在、夫婦で○○町の借家で暮らしています。このたび自己用住宅を建築するため、将来子供ができたときのことを考え、妻の実家と職場から近い土地を探していたところ、条件に合う本申請地を譲ってもらえることになりました。当該土地は閑静な住宅街にあり実家及び職場へ車で10分ととても生活環境の良い立地であることから今回の申請にいたったとのこと。接続道路は、</p>

	<p>東と南に町道があり、南町道から水道の取り出し及び浄化槽から道路側溝への排水を行う予定です。</p> <p>説明は以上となります。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>続きまして、農地法第5条の規定による番号4を審議いたします。5番委員から補足説明があればお願いいたします。</p>
5番委員	<p>周辺地域は新規住宅が並ぶ地域です。生活環境も利便性が高く問題無いと思います。</p>
議 長	<p>次に、推進委員東松久3番より意見がありましたらお願いいたします。</p>
推進委員 松久3番	<p>過去2, 3年前から新規住宅が並び始めた地域であり、新規住民も増えるため、問題無いと思います。</p>
議 長	<p>次に、その他の推進委員の方で意見がありましたらお願いいたします。 意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですので、採決したいと思います。農地法第5条の番号4について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p>
議 長	<p>賛成全員につき、許可と決定します。 続きまして、5条の番号5について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>28ページをご覧ください。</p> <p>番号5 受人 大字〇〇△△△番地 □□ □□、□□ □□ 渡人 大字〇〇△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字〇〇字〇〇△△△番 地目畑 500㎡ 転用目的 分家住宅 権利内容 使用貸借権 許可日から20年間 申請内容 107.65㎡ 平屋建て 取得状況 令和6年4月11日 相続仮登記・抵当権なし 位置 第2種農地、農用地区域外 宅地に接続</p>

29ページをご覧ください。大字〇〇地内の農地になります。次のページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。

本申請は昨年6月の総会において分家住宅による除外で審議した案件になります。令和7年12月に除外されたため今回は農地転用許可申請になります。除外申請時は〇〇市のアパートで生活していましたが現在は妻の実家で生活しています。申請者夫婦は結婚を機に自己の住宅建築を計画しました。建築地は□□氏が一人っ子であり将来のことを考え実家近くの土地を探したところ建築が可能な土地が見つかりませんでした。

そこで、渡人である父に相談したところ所有農地を提供してくれることになりました。父が所有する農地のうち白地の農地は傾斜地のふもとにあり住宅の建築には不向きでした。その他父が所有する青地の農地を検討した中で、申請地以外の農地は集団的ほ場の真ん中にある農地や、形状が整っていない建築に不向きな土地でした。その中で、当該土地が集落に一番近く、土地の形状や接道状況及び上水道の整備、下水の排水についても可能なことから申請地を選んだそうです。上水道については東側の町道から給水管を延伸し引き込み、排水につきましては浄化槽から東側の側溝へ放流します。

説明は以上となります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

続きまして、農地法第5条の規定による番号5を審議いたします。私の担当地区になりますので補足説明いたします。

議長

申請地は綺麗に整備されております。問題無いと思います。

議長

次に、推進委員大沢2番より意見がありましたらお願いいたします。

推進委員  
大沢2番

町外より転居してくるとのことです。新規住民が増加につながることから問題ないと思います。

議長

次に、その他の推進委員の方で意見がありましたらお願いいたします。

意見がないようですので次に移ります。

次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。

質問がないようですので、採決したいと思います。農地法第5条の番号5について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。

	<p>(農業委員全員挙手)</p>
議 長	<p>賛成全員につき、許可と決定します。</p> <p>農地法第5条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。</p>
事務局長	<p>農地法第5条の番号1から番号5の案件につきましては許可と議決されました。</p>
会 長	<p>続きまして、第4号議案美里農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>31ページをご覧ください。</p> <p>美里町農業振興地域整備計画の変更に係る意見照会です。町では農業振興地域整備計画の中で、農振農用地、いわゆる青地を定め指定しています。農振農用地である青地から白地とする場合、つまり、農業振興地域整備計画から除外する場合は、法律の規定により町から農業委員会に意見を求めることが定められています。</p> <p>32ページをご覧ください。番号1 事業計画者 有限会社 代表取締役 寶田政直 変更目的 駐車場 除外申請地は、大字〇〇字〇〇△△△番 地目について修正がございます 地目は「田」ではなく「畑」でございます。お手数ですが修正をお願いします。農振除外面積 519㎡ 農振除外の6要件はすべて満たしています。</p> <p>次ページをご覧ください。変更後の使用目的に係る資料と、位置図です。</p> <p>次ページをご覧ください。公図と配置図です。</p> <p>申出人は、昭和61年8月に新設された〇〇工業団地に工場を新築移転し総合を開始しました。その後、事業は堅調に推移し、建物の増築や従業員の増加により、現在の工場敷地内駐車場が非常に手狭になっております。工場に出入りするトラックも多く、荷積みや荷下ろしを円滑に行うため、工場近くに通勤車両専用駐車場を設置して、工場内の車両運行の効率化を目指す計画です。この度、工場の通路向かい側に位置し、計画に最適である申し出地を譲っていただけることになり、農業振興地域に含まれているとのことで、除外の申し出をしたとのことです。</p> <p>32ページにお戻りください。</p>

続きまして農振農用地区域への編入についてです。番号1 所有者 被相続人 □□ □□ 相続関係人 □□ □□、□□ □□、□□ □□、□□ □□ 編入申請地は、大字〇〇字〇〇△△△番 地目 畑 農振編入面積 3,102㎡のうち360㎡

35ページをご覧ください。申請箇所の位置図と公図の公図です。

当時の除外申出人は相続関係人の一人の塩田睦美氏です。平成27年に申し出地を分家住宅として農用地から除外いただきましたが、改めて子供の通学路を検討した結果、他の土地で建築を行ったため、当該農振除外地は必要なくなりました。そのため農用地への編入の申し出を行うものです。

なお、番号1につきましては、農用地から除外が済んだ後、農地転用の申請がなされます。その際は、農地法に基づき改めてご審議いただきますので、よろしくお願いたします。説明は以上となります。

議長

次に、推進委員の方で意見がありましたらお願いします。

意見がないようですから、次に移ります。

次に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。

質問がないようですから、採決したいと思います。美里農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、「意見なし」とすることでよいと思われる農業委員の方の挙手を求めます。

(農業委員全員挙手)

議長

賛成全員につき、意見なしと決定します。続きまして、第5号議案 農用地利用集積計画(案)についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

36ページをご覧ください。農用地利用集積計画について審議していただきます。農用地利用集積等促進計画とは、農地中間管理機構(埼玉県農林公社)が農地を借り受けたり、貸し付けたりする際に、町が精査して、当該計画(案)を作成し、農業委員会に意見を求めるものです。そのため、本議案では、促進計画(案)のとおり、農地中間管理機構から記載されている耕作者へ配分してよいか、意見照会をいたします。こちらは町が申し出に基づき作成した農用地利用集積計画(案)の概要になります。左から説明させていただきます。今回は再配分と計画案になります。再配分とは耕作者不在になり公社保有地になった契約の引き継ぎになります。耕作者との契約が切れても所有者と公社の契約は続いて

いるため所有者との再度の契約は不要となるため今回の計画案では左端の所有者欄は空欄となっております。その右隣に、貸借対象の農地の地番・地目・面積などの情報が記載されております。以上第5号議案になります。ご審議の程、よろしくお願いたします。

議 長

次に、推進委員の方で意見がありましたらお願いします。

意見がないようですから、次に移ります。

次に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。

質問がないようですから、採決したいと思います。農用地利用集積計画(案)に係る意見について、「意見なし」とすることでよいと思われる農業委員の方の挙手を求めます。

(農業委員全員挙手)

議 長

賛成全員につき、意見なしと決定します。

続きまして、第1号報告事項について事務局より報告をお願いいたします。

事務局

39ページをご覧ください。

町より美里町農業経営改善計画認定事業実施要領により、別紙申請人の改善計画を認定したと通知がありましたので報告いたします。

次ページをご覧ください。認定農業者経営改善計画(更新)でございます。

1番 氏名 □□ □□ 住所 大字〇〇△△△番地 年齢 60歳 営農類型 稲作・麦類作・露地野菜 計画の概要 各作物の作付面積は議案書のとおりです。経営改善の方向の概要は、農地中間管理事業を活用し、農地の集積と規模拡大を図る。土壌改良及び自動作業機械の導入を図る。青色申告と併せて経営分析を実施する。臨時雇用及び休日制度の導入を図るとのことです。

続きまして、2番 氏名 □□ □□ 住所 大字〇〇△△△番地 年齢 73歳 営農類型 花き・花木 計画の概要 各作物の作付面積は変更ありません。経営改善の方向の概要は、経営分析を実施し、栽培品目の合理化を図る。新たな販売方法と単価を上げるため効率的な栽培方法の確立を目指す。出荷不可の商品の発生を極力無くし、利益率の向上を目指すとのことです。

続きまして、3番 氏名 □□ □□ 住所 大字〇〇△△△番地 年齢 59歳 営農類型 稲作・麦類作 計画の概要 各作物の作付面積は議案書の

とおりです。経営改善の方向の概要は、農地中間管理事業を活用し、経営農地の集積と規模拡大を図る。補助事業や低利な融資等を活用して農業用機械の更新を図る。経営分析を実施し、経営の合理化を目指すとのことです。

続きまして、4番 氏名 有限会社□□□ 代表取締役 □□ □□ 住所 大字○○△△△番地 年齢 62歳 営農類型 養鶏 計画の概要 養鶏 0羽から30,000羽 経営改善の方向の概要は、経営再開に向けて、日々の情報収集や関係機関との連携を図り、早期の再建を目指す。採卵鶏の増羽や融資等を活用した自動鶏糞処理設備の導入や、その他施設・設備等の更新を図るとのことです。

続きまして、5番 氏名 □□ □□ 住所 大字○○△△△番地 年齢 66歳 営農類型 稲作・麦類作 計画の概要 各作物の作付面積は議案書のとおりです。経営改善の方向の概要は、農地中間管理事業を活用し、更なる規模拡大を図る。融資等を活用して施設・設備の更新、改善を図る。税理士・コンサルタント等専門家を活用して、経営分析や合理化を目指すとのことです。

続きまして、6番 氏名 □□ □□ 住所 大字○○△△△番地 年齢 68歳 営農類型 露地野菜・稲作 計画の概要 各作物の作付面積は議案書のとおりです。経営改善の方向の概要は、良質な飼料用稲の生産に向けた栽培管理の方式の見直しを図る。技術の確立を図り、規模拡大を目指す。融資等を活用し、施設・設備の導入を図るとのことです。

続きまして、7番 氏名 □□ □□ 住所 大字○○△△△番地 年齢 62歳 営農類型 稲作・施設野菜 計画の概要 各作物の作付面積は変更ありません。経営改善の方向の概要は、イチゴについては単価の高い新品種の導入を行い、収入増を目指す。補助事業や低利な融資を活用し、施設・設備の導入や更新を図るとのことです。以上で、第1号報告事項について報告を終わります。

会 長

第1号報告事項について何か質問はありますか。

推進委員  
松久3番

4番の方は現在事業を実施していませんが、事業を再開するということでしょうか。また美里町内に住んでいない方だと思いますが、住所が美里町になっています。

事務局

事業を再開する計画です。申請人は法人ですので法人の住所が記載されています。

議 長

議案のすべてを審議いたしましたので、これで会議を閉じ議長の任を解かさ

会長代理	せていただきます。慎重審議ありがとうございました。 閉会を会長代理、お願いいたします。  以上をもちまして、第3回の農業委員会総会を終了します。慎重審議ありがとうございました。
------	---

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年2月25日

議長 松本 晴貴

署名委員 茂木 三貴一

署名委員 阿武 富子

